

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 (監)</p> <p>二 (監)</p> <p>別表</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 短期入所</p> <p>1 短期入所サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>注1～14 (略)</p> <p>15 ニ(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護、<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）</u>第54条の8の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令第71条の4において準用する同令第54条の8の規定による基準該当放課後等デイサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）を利用して日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p>	<p>一 (監)</p> <p>三 (監)</p> <p>別表</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 短期入所</p> <p>1 短期入所サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>注1～14 (略)</p> <p>15 ニ(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、<u>基準該当自立訓練（生活訓練）、児童発達支援若しくは放課後等デイサービス</u>を利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p>